

# 第1回 平成28年熊本地震復旧・復興本部会議 次第

平成28年6月20日 9:20~9:50

於：知事応接室

## 1 開会

## 2 知事挨拶

## 3 議題

(1) 復旧・復興本部の設置について

(2) 「くまもと復旧・復興有識者会議」について

(3) 復旧・復興プランについて

## 4 その他

## 5 閉会



# 平成28年熊本地震復旧・復興本部の設置について

平成28年6月20日  
知事公室付

## 1 設置の趣旨

熊本地震の発災から2カ月が経過し、避難者数の減少や、仮設住宅の建設の進捗等を踏まえ、今後は、被災者の生活再建に加え、地域経済の再生、更には被災地の創造的な復興に向けた着実かつ本格的な取組みを進めていく必要がある。

そこで、県庁の各部局が一体となって、迅速かつ強力に被災地の復旧・復興を推進していくために、平成28年熊本地震に係る「復旧・復興本部」を設置する。

## 2 復旧・復興本部の役割

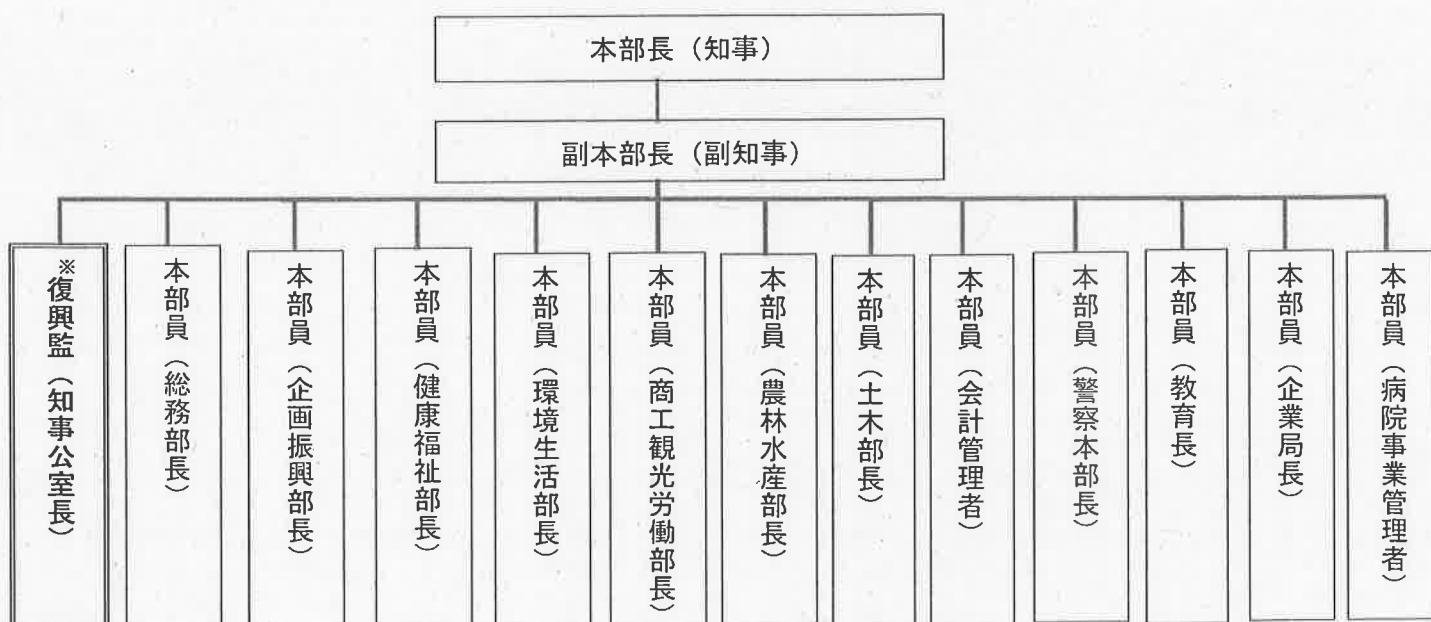
- (1) 「くまもと復旧・復興有識者会議」からの最終提言を踏まえ、熊本地震からの復旧・復興に向けた課題を全庁的に共有し、的確な創造的復興策を協議・検討する。
- (2) 各部局が一致協力して取組みを推進するとともに、その総合的な進捗管理を行う。

## 3 組織体制

### (1) 本部

- |       |   |
|-------|---|
| ・本部長  | 知事  |
| ・副本部長 | 両副知事  |
| ・本部員  | 各部（公室）長、会計管理者、企業局長、病院局長、教育長、警察本部長<br>※本部員のうち、知事公室長が「復興監」として、復旧・復興本部の運営、同本部の総合調整を行う。 |

### 平成28年熊本地震復旧・復興本部



(2) 幹事会

- ・本部を補佐するため、各部局の政策調整審議員等で構成する幹事会を置く。  
(代表幹事：知事公室政策調整監)

(3) 庶務

知事公室付

## 平成28年熊本地震復旧・復興本部設置要綱

### (設置)

第1条 平成28年熊本地震による被災者の救済及び被災地の復旧・復興のための施策（以下「被災地復旧・復興策等」という。）を、「被災された方々の痛みの最小化」、「単に元あった姿に戻すだけでなく、創造的な復興を目指す」、「復旧・復興を熊本の更なる発展につなげる」とした「復旧・復興の3原則」に基づき、県庁の各部局が一体となり、迅速かつ強力に被災地の復旧・復興を推進していくため、平成28年熊本地震復旧・復興本部（以下「本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 被災地復旧・復興策等の検討に関すること。
- (2) 被災地復旧・復興策等の推進及び進捗管理に関すること。

### (組織等)

第3条 本部は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員
- (4) 復興監

- 2 本部長は、知事をもって充て、本部に関する業務を統括し、本部会議を主宰する。
- 3 副本部長は、副知事をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長が定めた順序に従い、その職務を代理する。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 5 復興監は、本部員のうち知事公室長をもって充てる。
- 6 復興監は、本部の運営及び総合調整を行う。
- 7 本部を補佐するため、本部に幹事会を置く。

### (本部会議)

第4条 所掌事務を円滑に行うため、本部会議を開催する。

- 2 本部会議は、本部長が招集する。
- 3 特定の事項について協議を行おうとする場合は、本部長が指名する副本部長及び本部員の出席により開催することができる。

### (幹事会)

第5条 幹事会は、代表幹事及び幹事をもって組織する。

- 2 代表幹事は、知事公室政策調整監をもって充て、幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 3 代表幹事は、幹事会を招集し、これを主宰する。

(他の者の出席)

第6条 本部会議及び幹事会は、本部の所掌事務に関し必要があるときは、他の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、知事公室付において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月20日から施行する。

別表第1（第3条関係）

知事公室長
総務部長
企画振興部長
健康福祉部長
環境生活部長
商工観光労働部長
農林水産部長
土木部長
会計管理者
企業局長
病院事業管理者
教育長
警察本部長

別表第2（第5条関係）

総務部政策調整審議員
企画振興部政策調整審議員
健康福祉部政策調整審議員
環境生活部政策調整審議員
商工観光労働部政策調整審議員
農林水産部政策調整審議員
土木部政策調整審議員
出納局政策調整審議員
企業局政策調整審議員
教育委員会政策調整審議員
警察本部警務課総合企画室長

# 「くまもと復旧・復興有識者会議」について

平成 28 年 6 月 20 日  
知事公室

## 1 会議概要

「平成 28 年熊本地震」からの復旧・復興にあたり、今後の熊本の更なる発展の礎となる「創造的復興」の具体化を図るために、過去の大規模災害からの復興等に関し知見を有する有識者から提言をいただく。

## 2 構成員（50 音順）

座長	五百旗頭 真（熊本県立大学理事長、神戸大学名誉教授） ※ 東日本大震災復興構想会議議長
座長代理	御厨 貴（青山学院大学特任教授、東京大学名誉教授） ※ 東日本大震災復興構想会議議長代理
委員	金本 良嗣（電力広域的運営推進機関理事長、東京大学名誉教授）
委員	河田 恵昭（関西大学社会安全研究センター長・特別任命教授） ※ 東日本大震災復興構想会議委員
委員	古城 佳子（東京大学大学院総合文化研究科教授）
委員	谷口 将紀（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
委員	坂東 真理子（学校法人昭和女子大学 理事長）

## 3 これまでの活動

### ① 第 1 回会議（平成 28 年 5 月 10 日～11 日）

県から地震の概要と対応状況について説明。有識者間で議論の上、緊急提言を取りまとめ。

#### 【緊急提言（4 本柱）】

- 1 住民に寄り添い、住民との協働による復興
- 2 短期的・局所的視点にとらわれない将来を見据えた復興
- 3 次の地震に備える、さらには次世代に継承する復興
- 4 国・国民合意による復興

### ② 被災地視察（平成 28 年 6 月 4 日～5 日）

被害の大きかった益城町、南阿蘇村、西原村、熊本市（熊本城）を視察。

### ③ 第2回会議（平成28年6月5日）

前回会議で取りまとめた緊急提言をもとに、9つのテーマに沿って協議を実施。これまでの会議での議論を踏まえ、提言を早急に取りまとめ、6月中旬頃を目途に、五百旗頭座長から知事へ提言書を報告される予定。  
なお、有識者会議については、引き続き継続することを決定。

#### 【協議テーマ】

- ① 災害弱者、要援護者への細やかな配慮について
- ② 熊本都市圏東部地域の中・長期的なグランドデザインのあり方について
- ③ 経済・観光面、そして九州の広域防災拠点としての重要性という視点からの「阿蘇」の復旧・復興のあり方について
- ④ 「熊本城」の復旧・復元と観光のあり方について
- ⑤ 今回の地震で傷んだ民間住宅への耐震診断等、公的支援の必要性について
- ⑥ 復興基金の創設の必要性について
- ⑦ 医療機関をはじめとする公共機関のレジリエンス（復元力）について
- ⑧ 次の世代への防災教育の必要性について
- ⑨ 今後の有識者会議のあり方について

### ④ 提言の報告（平成28年6月19日）

「くまもと復旧・復興有識者会議」を代表して、五百旗頭座長から知事に対し、20項目からなる提言を報告。

※ 提言は、別紙のとおり

# 熊本地震からの創造的な復興の実現に向けた提言（概要版）

くまもと復旧・復興有識者会議

※ まえがき「熊本地震とその復旧・復興」及び補論「熊本地震のメカニズム」は、省略

## 1 くらし・生活

### 住民に寄り添い、住民との協働による復興

#### 【提言 1-①】迅速で住民に寄り添った支援

- 被災者が一刻も早く日常の生活を取り戻せるよう、スピード感を持って取り組むことが必要。
- 被災者の痛みをできる限り和らげるため、熊本らしい“あたたかさ”と“ゆとり”のある仮設住宅や“やさしさ”や“ふれあい”のある集いの場の提供など住民に寄り添った取り組みが求められる。

#### 【提言 1-②】災害時の要支援者への細やかな配慮

- 高齢者や障がい者などの災害時に支援を要する方々の声を丁寧に聴き、細やかな配慮を継続して行うことが必要。専門的NPOなどの支援と協力を求めることが賢明。
- 情報機器により、支援者相互に要支援者の被災状況等を共有し、適時適切な支援の確保が望まれる。

#### 【提言 1-③】NPO法人や民間企業との連携による切れ目のない被災者支援

- 被災者の多種多様な支援ニーズに対応できるよう、民間ボランティアや民間企業と緊密に連携し、その専門性・ノウハウを最大限活用した被災者支援に努めなければならない。

#### 【提言 1-④】住民との協働によるまちの再生

- 甚大な被害を受けたまちの復旧・復興に際しては、プランニングの段階から住民の意見を十分に聴き、まちづくり専門家の支援を得ながら、緊密に協議を行うなど、住民とコミュニティに寄り添ったまちづくりを進めることが肝要。

#### 【提言 1-⑤】住民に寄り添った長期避難集落のコミュニティ再生

- 長期避難集落のコミュニティの維持・新たなまちの再生にあたっては、さらなる安全対策を事前に講ずることを原則として、住民の方々の意向を十分に尊重し検討することが必要。

### 従来の枠組みにとらわれない広がりのある復興

#### 【提言2-①】 地元経済の早期かつイノベーティブな復興

- 地域の産業や雇用を維持・回復するため、地域の中小・小規模企業に対する資金繰り支援や事業用施設・設備に対する支援など、ニーズに応じて迅速に対処することが必要。
- 研究開発部門の集積や成長分野の新たな企業誘致等の推進等、被災地の復興を加速し、持続的発展に伴う安定した雇用の確保が大きな課題。
- 地域経済の未曾有の危機を乗り越えるため、これまでの枠組みにとらわれず、広い視野と構想をもった熊本県全体のイノベーションとして、経済的復旧・復興を進めることが必要。

#### 【提言2-②】 農林水産業の早期復旧と創造的復興

- 農林水産業従事者が、被災を理由に離職することなく、経営意欲を持ち続け、速やかに再建できるよう力強い対処が必要。
- 被災農地復旧の際の大区画化や地域営農組織など担い手への農地集積の加速化、農產品のグローバルなブランド化など、農林漁業者の更なる所得向上につながる「創造的復興」の取組みを重視。

#### 【提言2-③】 世界の活力を取り込むアジアのゲートウェイ熊本

- 熊本の経済を力強く再生させるためには、地理的優位性を活かして、成長を続けるアジアなど世界経済の活力を取り込むことが必要。  
そのため、空港や港湾などの整備・国際化の推進、観光産業のイノベーションを通じた高付加価値化や県産品の国際的ブランド化を進めることが必要。
- 何より熊本から直接海外に羽ばたくようなグローバル人材の育成が重要。

### 3 熊本城と阿蘇—人類的資産

#### 次世代に継承する復興

##### 【提言3-①】 熊本城や文化財の国民参加による修復・復興

- 長期化が見込まれる熊本城の修復・復興に際しては、多くの国民の参加を求める、熊本城の修復プロセスを公開して観光資源とするなど、逆境をチャンスに変える逆転の発想をもって、戦略的に修復を進めることが望まれる。
- 熊本城や阿蘇神社など、毀損した数多くの文化財を修復し、後世に継承していくために、修復城主など悠久の文化財を支えるストーリー性のある参加の工夫や、ふるさと納税や募金など、国民参加による修復・復興へと広がる仕組みを検討することが必要。

##### 【提言3-②】 悠久の宝「阿蘇」の輝きを取り戻す

- 阿蘇の美しい草原や山々は、熊本県が世界に誇る貴重な宝。地震により深く傷ついた悠久の宝「阿蘇」が一日も早く輝きを取り戻すことは、熊本県民の願いであり、阿蘇の再生は、熊本県、そして熊本県民の誇りを取り戻すことにつながる。
- 世界に誇る宝、阿蘇の自然が深く傷つき、熊本県の観光に大きな影響を及ぼしている。東西軸の強化、スーパー国立公園への位置づけなどが期待される中、阿蘇の復活と活用は熊本県の重要な課題。
- 阿蘇の輝きを取り戻し、阿蘇地域を発展させるため、国際的資源である「阿蘇」の活用について、地元自治体や地域住民との連携により検討していくことが急務。

### 4 社会基盤

#### (1) 将来の躍進を見据えた復興

##### 【提言4(1)-①】 広域的・長期的視点からの東部熊本の再生

- 特に甚大な被害を受けた益城町、西原村、熊本市の東部地区の復旧・復興に際しては、県経済を牽引する県央拠点として、阿蘇くまもと空港を含む熊本都市圏東部地域の広域的・長期的な発展を期す“グランドデザイン”を描き、県と地元自治体が住民の意向を緊密に確かめながら、まちづくりを進めることが望まれる。

##### 【提言4(1)-②】 将來の災害を見据えた九州の縦軸横軸の早期整備と多重性の確保

- 南海トラフ地震をはじめ、今後予想される大地震の発生を見据え、熊本と大分を結ぶ大動脈国道57号が災害のたびに寸断するがないよう、架橋や複線化、上下線の分離やトンネル化など、災害に強い幹線道路の完成を期さねばならない。
- 広域災害発生時に“命の道”となる、九州の横軸である中九州横断道路と九州中央自動車道の整備加速化を通して道路の多重性（リダンダンシー）の確保を図らねばならない。加えて、それを補完する公共ヘリポートの充実にも留意。

## (2) 次の災害に備える復興

### 【提言4(2)-①】熊本地震の教訓を伝承する

- 熊本地震の経験を国民全体で共有し今後の災害に活かすため、復旧・復興の過程で得たノウハウ、教訓等を記録に残し、整理・蓄積して後世に遺していくかねばならない。震災ミュージアムや防災センターの設立も未曾有の大災害を経験した熊本県の責務の一つ。
- 熊本地震の教訓を踏まえ、自助や共助の活動が有効に機能するよう、学校や地域が一体となった防災訓練・教育を日頃から行い、災害対応についての知識と意識の共有化を図ることが必要。

### 【提言4(2)-②】九州の広域防災拠点機能の強化

- 熊本県が広域災害発生時に九州全体の安全・安心を守る広域防災拠点として、一層効果的に広域支援の役割を果たすことを期待。「九州を支える広域防災拠点構想」に基づき、受援・支援の拠点としての災害対処機能を更に充実・強化していくことが必要。

### 【提言4(2)-③】行政庁舎や学校をはじめとする公共施設の耐災性の強化

- 地域防災拠点として地域住民を支える行政庁舎や学校等の公共施設は、耐震性だけでなく、災害全体に対する強さ、耐災性を高め、レジリエンス（復元力）のある公共施設とすることが必要。

### 【提言4(2)-④】民間住宅や宅地の耐震補強等に対する公的支援の強化

- 二度にわたる激震により傷ついた熊本地域の住宅や宅地が、今後起こううる地震等により新たな人的・物的被害をもたらさないよう、今回の地震で傷んだ民間住宅などの耐震診断や耐震補強、宅地の地盤改良等に対する公的支援等を強化することが必要。

## 5 復旧・復興に向けて

### (1) 「オール熊本」による柔軟な復興

### 【提言5(1)-①】柔軟で持続可能な復旧・復興

- 「復旧・復興プラン」は、目標達成まで確実に施策を遂行できる持続可能な合理的な計画とすること。また、社会状況の変化に応じて、柔軟に対応できる仕組みとすることが求められる。
- 十分な復興を遂げるため、被災地に自由度を認める復興基金の設立が是非とも必要。

### 【提言5(1)-②】「オール熊本」体制による復旧・復興

- 熊本県全体として創造的復興を果たすため、県のリーダーシップにより、市町村ごとに策定される復興構想やその実施計画としっかりと連携し、「オール熊本」で取り組むことが重要。

### **(2) 国・国民合意による復興**

#### 【提言5(2)-①】 国、地方、国民が一体となった国際水準の復旧・復興

- 過去の大震災を経て形成された「一人一人の生活再建がなければ、社会の再建はあり得ない。」という理念、さらには、その理念に基づき、東日本大震災で到達した国の復興基準を切り下げることなく、国、地方、国民が一体となり熊本地震の復旧・復興に取り組まねばならない。
- 國際的にも主流化してきた「創造的復興(Build Back Better)」の理念を普遍化し、被災自治体が躊躇なく災害復興に取り組めるよう国は留意すべき。

#### 【提言5(2)-②】 地元主体の復興を支える復興基金

- 熊本地震からの中・長期的な復興を見据え、地元主体の復興を実施するため、復興基金の創設が望まれる。

# 復旧・復興プランの策定について

平成 28 年 6 月 20 日  
知事公室付

## 1 復旧・復興プランの策定趣旨

「復旧・復興の 3 原則」を基本に、まずは被災者に寄り添い、痛みの最小化を図るとともに、着実な復旧と創造的復興により熊本の将来の礎を築き、県民幸福量の最大化を図るため、「くまもと復旧・復興有識者会議」の提言も踏まえ、復旧・復興プランを策定する。

## 2 復旧・復興プランの構成項目（案）

- ① 基本理念
- ② 熊本の将来像
- ③ 取組みの基本的方向性
- ④ 具体的な取組み（4 年間で達成すべき目標を含む）

## 3 策定スケジュール

復旧・復興本部会議を開催（庁議後開催を基本）し、以下のとおり進めていく予定。

- 6 月 19 日（日）「くまもと復旧・復興有識者会議」から提言書の提出
- 提言書の内容等を踏まえ、各部局に具体的な取組み内容等を照会
- 7 月末頃を目途に、復旧・復興プランの全体像（上記 2 ①～③）と取りまとめ可能な取組み（同④）について整理し、公表予定
- 示したプランをもとに検討を進め、9 月中を目途により詳細な形で公表予定

## 4 「復旧・復興プラン」と「次期 4 力年戦略」の関係（イメージ）

「別添 1」のとおり

# 「復旧・復興プラン」と「次期4力年戦略」の関係(イメージ)

別添1

## 復旧・復興プラン

- ▶ 「復旧・復興の3原則」を基本に、「くまもと復旧・復興有識者会議」の提言を踏まえ策定
- ▶ 長期的な「熊本の将来像」及び「4年間で達成すべき目標」を示した上で、今後の具体的な取組み内容を記載

## 次期4力年戦略

- ▶ 「復旧・復興プラン」のうち平成31年度までの取組みを記載(復旧・復興プランと重複)
- ▶ さらに、まち・ひと・しごと創生総合戦略やマニフェスト等のうち4力年で取り組む必要があるものを加え策定

痛みの最小化(応急復旧)

創造的な復興(Build Back Better)

未来の礎の構築

### くらし・生活の再建

- ・避難所の環境改善、仮設住宅整備、住宅再建支援
- ・学校の再開・医療施設等の復旧・災害がれきの処理
- ・長期避難者の生活再建(益城町・立野地区等)

### 社会基盤の復旧

- ・被災道路、ライフライン等の復旧・熊本地城の復旧に向けた検討
- ・熊本都市圏東部地域のまちづくり検討(益城町等)
- ・阿蘇地域への主要ルートの復旧(国道57号、阿蘇大橋、俵山ルート等)

### 地域産業の再生

- ・被災事業者等の経営再建支援、雇用の維持確保
- ・農業基盤の再生

### 交流機能の回復

- ・空港ビルの復旧・国際線の運航再開
- ・風評被害対策
- ・県産品の販路回復

上記以外で、4力年に取り組む必要があるもの  
・水俣病問題、川辺川ダム問題、TPP対応、行財政体制強化  
・女性の活躍促進、人権問題等

復旧・復興プラン

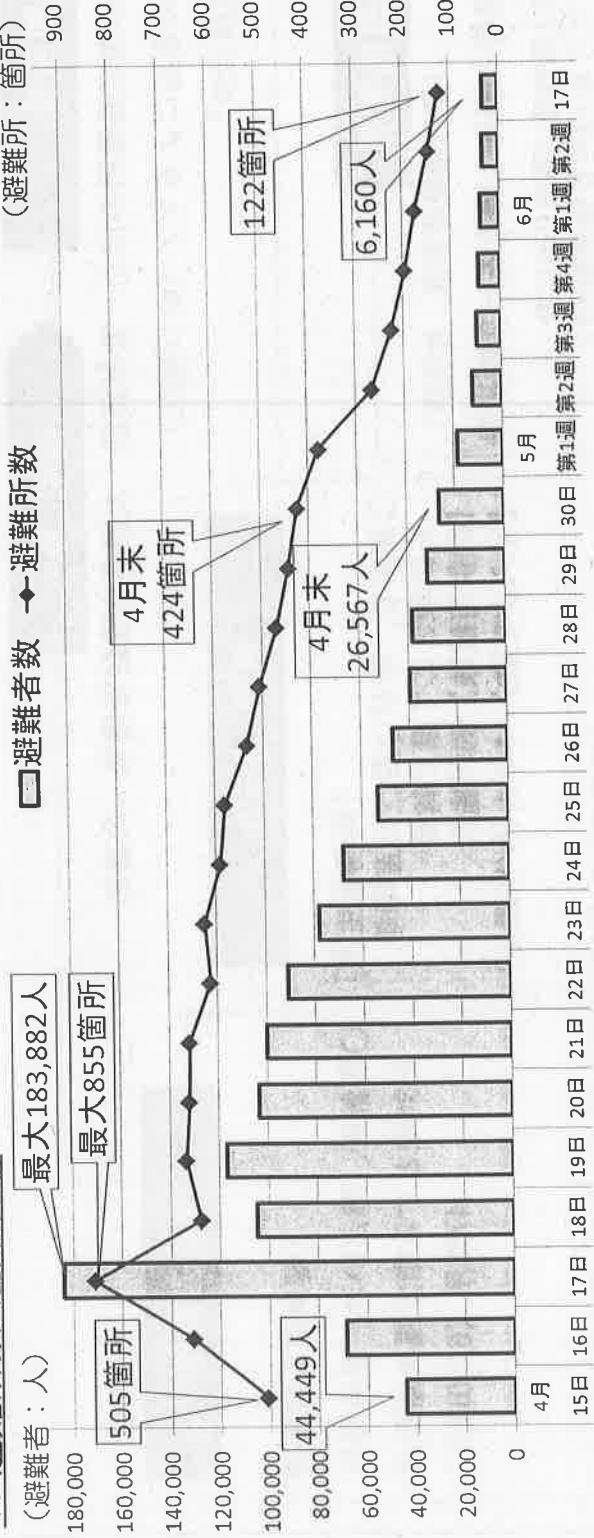
災害に強く 次世代に資産をつなぎ  
夢にあふれる 新たな地域の創造

4年間で達成すべき  
目標の設定

次期4力年戦略(まち・ひと・しごと創生総合戦略を一本化)

# 避難所の状況

## 1. 避難所数・避難者数



## 2. 避難所への支援

支援物資の提供	4月			5月			6月			16日以降
	避難所・避難者への支援	4/14～県の備蓄物資・支援物資を市町村等へ提供	4/15～県の備蓄物資を市町村等へ提供	14日	15日	16日	17～30日	1～15日	15～31日	
住宅・生活支援										
ボランティア・NPOとの協働										
医療救援活動										
健康管理・健康被害の防止										
避難所の生活環境改善										

支援物資の提供

- 4/14～災害派遣チーム(看護師、保健師、歯科医師・歯科衛生士、薬剤師、栄養士等)による避難所巡回・つなぎ支援、避難者の心のケア(DPAT等)
- 4/15～要配慮者への避難所巡回・つなぎ支援
- 4/16～ボランティアセンター立上げ支援
- 4/15～感染症・食中毒対策など衛生指導
- 4/17～高齢者、障がい者、妊産婦等への二次的避難の支援
- 4/17～6/半端以上の万を対象に1.5次、2次避難を支援(ホテル・旅館への避難)
- 4/27～避難所生活環境改善支援

活動開始

- 4/15～災害派遣チーム(看護師、保健師、歯科医師・歯科衛生士、薬剤師、栄養士等)による避難所巡回・つなぎ支援、避難者の心のケア(DPAT等)
- 4/16～熊本DPAT活動開始

# 災害時要援護者の“すまい”の支援フロー

## 一次避難

### 指定避難所等

- 学校、体育館等の指定避難所のほか、公有施設、大規模施設駐車場等への避難
- 保健師チーム等の巡回によるケア（6/17現在）

[健康づくり推進課ほか]

### 自宅、車

- 学校、体育館等の指定避難所のほか、公有施設、大規模施設駐車場等への避難
- 保健師チーム等の巡回によるケア（6/17現在）

[健康づくり推進課ほか]

### 福祉避難所

[健康福祉政策課]

- 高齢者、障がい者、妊産婦等を対象とする指定福祉避難所

47箇所（6/10現在）

### 旅館、ホテル

[薬務衛生課]

- 高齢者、障がい者、妊産婦等を対象として県で斡旋

【提供可能数】約56施設

【受入決定数】1141人（6/14現在）

### 公営住宅、職員住宅等

[健康福祉政策課、住宅課]

- 高齢者、障がい者等の優先入居枠を一定数確保

【提供可能数】※入居期間は原則6月以内

・県営住宅 70戸（うち10戸を優先配分）

・県職員住宅等 186戸（全戸優先配分）

・雇用促進住宅 第1回135戸 第2回565戸

・その他都道府県公営住宅など

[健康福祉政策課]

- 半壊以上の方を対象とした

1.5次、2次避難の実施

913人（6/13現在）

## 一時的な住まい

### 応急仮設住宅

[健康福祉政策課]

- プレハブ、木造の仮設住宅を提供

【対応】

・建設着手 16市町村 69団地 3,094戸（6/17現在）

・工事完了 6市町村 11団地 406戸（6/17現在）

\*6/5～随時入居開始

### みなし仮設(賃貸住宅)

[健康福祉政策課]

- 民間賃貸住宅を活用した仮設住宅を、一定の要件に該当し、自らの住居に居住できない方に提供

【対応】

・4/28～各市町村で申込書の配布開始

・受付件数2,340件（6/16現在）

・5/9～みんなし仮設住宅補修費の支援

# 熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（概要）

## 1. 目的

平成28年熊本地震で被災した中小企業等グループが、県の認定を受けた復興事業計画に基づき実施する施設復旧等の費用の一部を補助することにより、地域の経済・雇用の早期の回復を図ることを目的としています。

## 2. 補助対象者・補助率

- ① 中小企業  
【補助率：3／4以内】
- ② 中堅企業（中小企業以外で資本金10億円未満）  
【補助率：1／2以内】
- ③ 大企業で①又は②が事業活動を行う上で必要な施設・設備を貸付している事業者  
【補助率：1／2以内】

## 3. 補助対象経費

施設・設備の復旧に要する施設費、設備費、工事費等

## 4. 補助金の限度額

1事業者あたり15億円

## 5. 事業の流れ



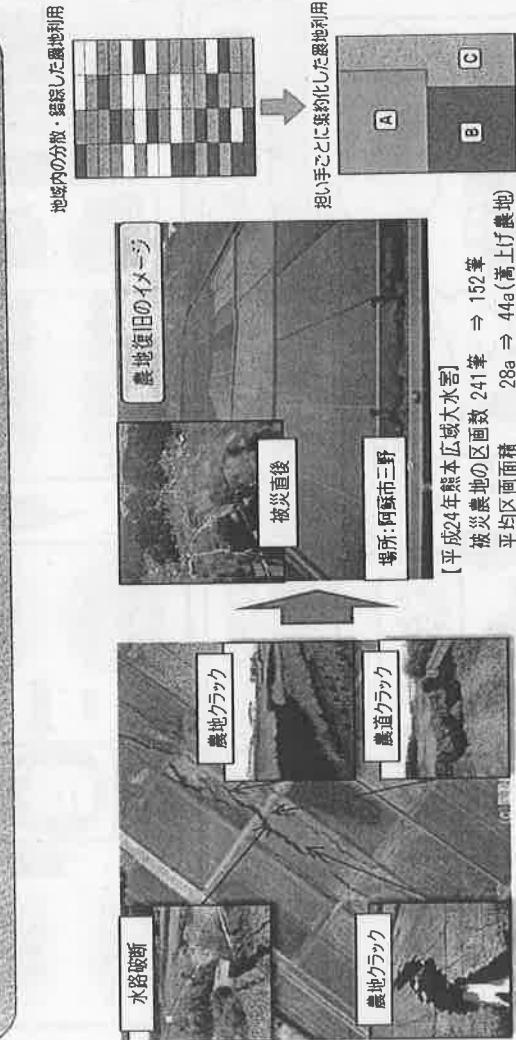
※補助金交付決定に際しては、九州経済産業局による審査があります。

# 創造的復興（農林水産分野）のイメージ

H28.6.20  
農林水産部

## 【農地】単なる原形復旧ではなく、未来につながる基盤整備を実施

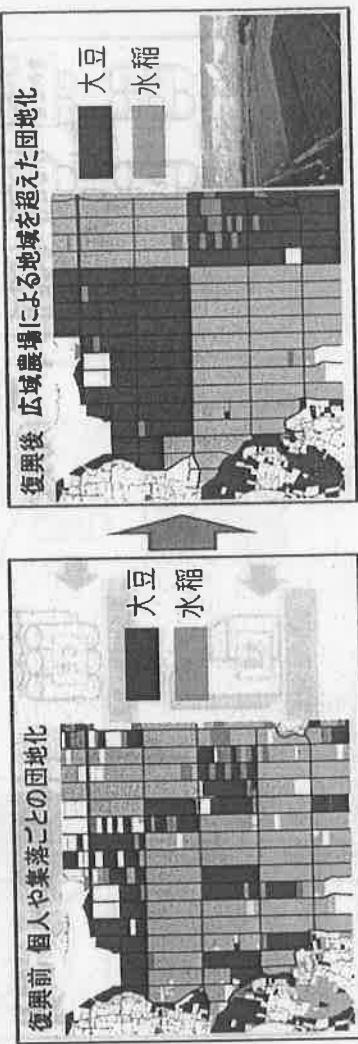
- ・被災農地を含む広範囲の基盤整備で、大区画化を推進。
- ・担い手（地域官農組織）へ農地を集積、農家負担も大幅に軽減。
- ・汎用化（排水対策）で、水田十畳（麦、大豆、露地野菜等）での所得アップ。



[平成24年熊本広域大水害]  
被災農地の区画数 241筆  $\Rightarrow$  152筆  
平均区画面積 28a  $\Rightarrow$  44a(嵩上げ農地)

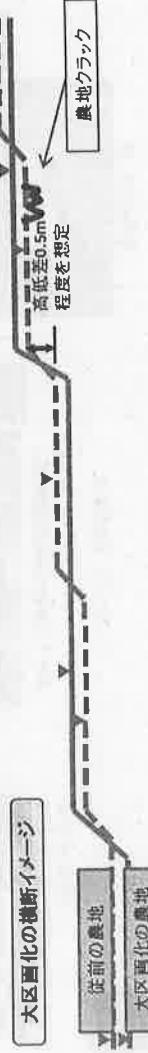
## 【水田當農】大豆への作目転換を機に地域を超えた宮農体制の強化

- ・大豆を組み合わせた収益性の高い土地利用型農業の確立。
- ・大豆の広域的な共同乾燥施設等を整備し、メガ法人等への流れを加速。



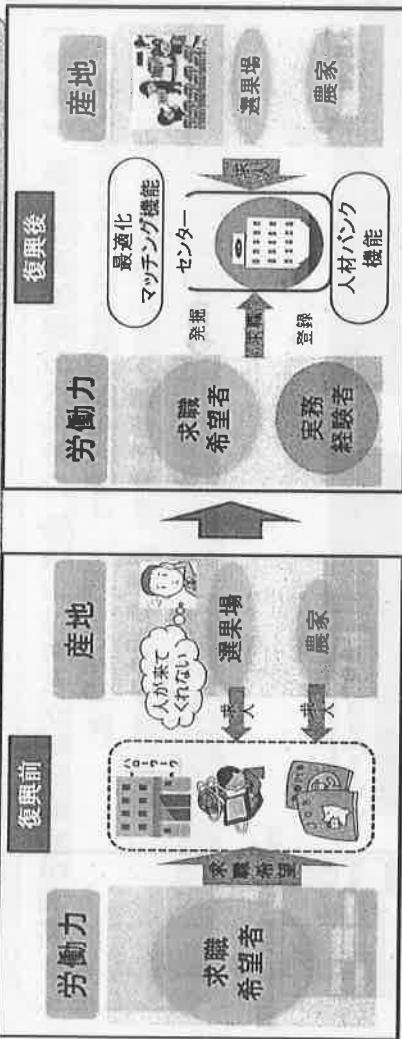
## 【海岸堤防】耐震化を進め、災害に強い海岸堤防を整備

- ・災害に強い海岸堤防の実現。整備のスピードも大幅にアップ。



## 【當農支援】農業分野における労働力不足を解消するシステム構築

- ・ 農業生産を支える労働力の確保による生産力の維持・向上



**【認知度向上】国内外からの熊本応援の申出に応えた積極的にPR**

- ・ 認知度の大幅向上。イメージ確立。(消費者のすそ野を広げる。)



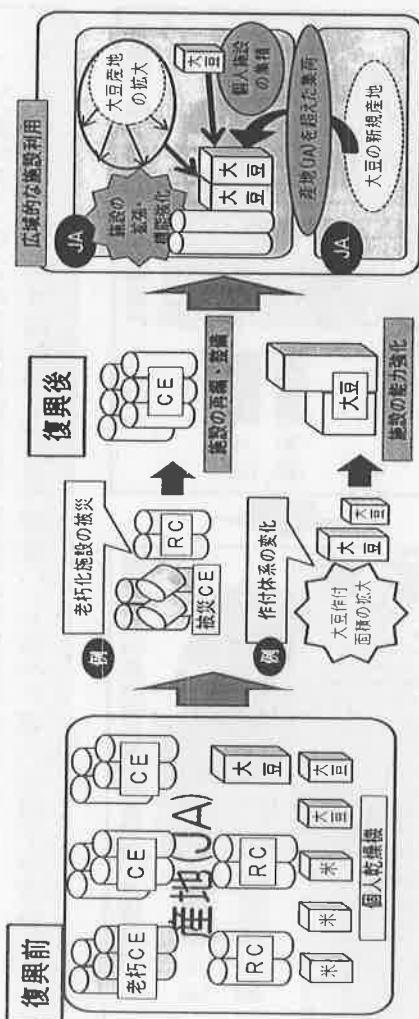
## 【県産材利用】県産材を活用した復旧・復興を促進

- ・ 木造施設、木質化の良さを普及。
- ・ CLTなどの新技術も実証化。



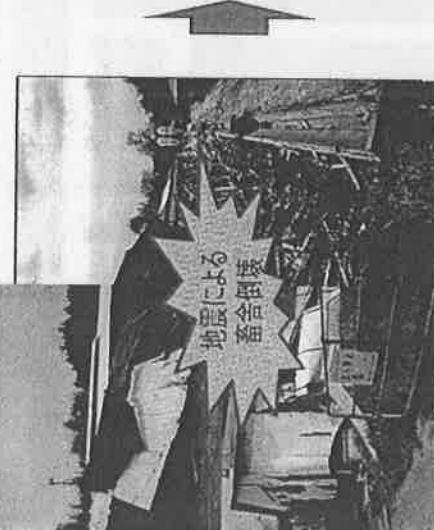
## 【CE・野菜集出荷施設】品目の汎用化、広域的集約化による機能向上

- ・ 災害に強い共同利用施設の推進。
- ・ 広域連携の推進、集約化に伴う流通コストの削減。



## 【畜産】地域ぐるみでの復興を機に、生産基盤を強化

- ・ 中核的担い手の規模拡大、新技術の導入による生産効率アップ。
- ・ 新規参入や作業受託組織など多様な担い手を新たに育成。



CLT等を優れた復興住宅や公共施設

※復興後は、イメージ